

いじめ対策委員会 いじめ防止対策推進法 第22条

校長、教頭、各学部主事・主任、生徒指導主事、人権教育推進教員、支援教育部長、養護教諭、* 検討課題に応じて招集

※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を願う

○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

組織対応の流れ

